

第二十回国会
衆議院

内閣委員會議録
第二号

昭和二十九年十二月三日(金曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 稻村順三君

理事 八木 一郎君 理事 前田 正男君

理事 下川儀太郎君 理事 鈴木 義男君

大久保武雄君 永田 良吉君

船田 中君 山崎 巖君

辻 政信君 三浦 一雄君

栗山 博君 飛鳥田一雄君

田中 稔男君 中村 高一君

川上 貫一君

出席國務大臣

國務大臣 木村篤太郎君

出席政府委員

防衛政務次官 江藤 夏雄君

防衛庁参事官 林 一夫君

(防衛局長) 岡松進次郎君

総理府事務官 吉田 龍雄君

(行政管理局長) 増原 恵吉君

監察参事官 加藤 陽三君

防衛庁次長 石原 周夫君

(総理局長) 久保 龜夫君

防衛庁参事官 山口 伝君

(裝備局長) 砂本 周一君

海上保安庁長官 砂本 周一君

海上保安監(警 備救難部長)

會計検査院事務官(検査第二局長) 上村 照昌君

専門員 龜井川 浩君
専門員 小関 紹夫君

十二月一日

委員山本正一君、松村謙三君、稻葉修君及び池田正之輔君辞任につき、その補欠として小澤佐重喜君、早稲田柳右エ門君、川上貫一君及び橋本清吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員中村高一君辞任につき、その補欠として吉田賢一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井堀繁雄君辞任につき、その補欠として三浦一雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員三輪壽壯君辞任につき、その補欠として中村高一君が議長の指名で委員に選任された。

十二月三日

平井義一君及び鈴木義男君が理事に補欠当選した。

同日

理事江藤夏雄君及び山本正一君の補欠として前田正男君及び八木一郎君が理事に当選した。

同日

本日の會議に付した事件

理事の互選

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

戦没遺児、未亡人の就職あつせんに

関する件

○稻村委員長 これより内閣委員会を開きます。

この際お諮りいたします。理事四名が欠員になつておりますので、その補欠選任につきましては、平井義一君、八木一郎君、前田正男君及び鈴木義男君をそれ〴〵理事に御指名いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○稻村委員長 御異議なければさよう決定いたします。

○稻村委員長 次に自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告がありますのでこれを許します。中村高一君。

○中村(高)委員 ただいま審議をされております自衛隊法の一部を改正する法律案について二、三お尋ねをしておきたいのであります。すでに二つの管区隊が増設をされておりましたので、この機会に承認を求めようというようでありますが、御承知のように今議會はきわめて短期でありまして、場合によつたならば、われ〴〵の質問があるいは終了をいたさないかもしれませんし、十分な審議をいたすには多少日時が不足のように思われるのであります。が、この國會で承認をされない、あるいは審議が未了になるといふ場合においては、政府ではどういふ御処置をおとりになるのか。それは次の通常國會でよろしいというのか、あるいはどうしてもこの國會でこれを通してもらわなければならないというのか、お

尋ねをいたす必要があると思うのであります。

○木村國務大臣 申すまでもなく、この二管区はもうすでに設置されておるのであります。その承認を求めめるために御審議を願つておるのであります。て、事はきわめて簡単だと私は考えております。せひともこの國會で御審議を願つて通過をはかりたい、こう考えております。

○中村(高)委員 そうしますと、この短かい期間に審議を終れたいのであります。ところが、たくさんの質問者があつて、またからとつたつて、それでできんかどうかその辺のところはわかりません。閉會中に増設をせなければならぬのには、やはりそれ相応の必要があつたのだと思つておられますが、この計画はあらかじめ承認を受けておる計画でありますか、それともこの閉會中に計画をされて、そしてここに承認を求められておるのか。言いかえますならば、漸増計画の中に入つておつたものでありますか、新たな計画でできたものでありますか、その辺の説明を願いたいと思つております。

○木村國務大臣 これはあらかじめわれわれは設置したいと考えておりました。増強計画の一部に入つておるものであります。

○中村(高)委員 そうしますと、こ

ういうふうな閉會中では二つの管区を増設するというのでありますから、

おそろく今後この種のことが行われるかもしれないのであります。今後一体どういふ具体的な計画があるのか。来年度においてはやはり増強の計画があるのかどうか。何管区を来年度はつくるのか、またどこにつくるのか、三年度について、先般予算の説明と計画が発表されておりました。が、管区を増設などというふうな計画になつておるのか。

○木村國務大臣 御承知の通り、今御審議を願つておる管区は増設につきましまして、前國會におきまして、この増設するということについて委員會で説明しておるのであります。その説明に基いてこの管区を増設する計画を立てたわけでありまして、従いまして三年度におきましても、われ〴〵は自衛隊の増強というものを計画しております。すでに申し上げましたように、陸上自衛隊二万はせひとも増強したいと考えております。この増強につきましまして管区隊を設置いたしました。その管区隊の設置等につきましまして、来るべき委員會で十分御説明申し上げたい、こう考えております。

○中村(高)委員 その来年度の具体的なものはあらためて説明をする機会がある、こういうのですね。

○木村國務大臣 まさにその通りであります。

○中村(高)委員 それでは、わざわざ行政管理局と會計検査院とに出で来てもらつておりますから、自衛隊に關することでお尋ねをいたしまし

て、その間にこの取扱いは御決定があるものかと思つてあります。

お尋ねをいたしておきたいのは、一つは先般もちよつと新聞に出ておりましたが、保安庁買入れのジープに関するものであります。ひとつ先に保安庁の方からお答えを願つて、あとはそれの係官から御答弁を願いたいのであります。保安庁で昭和二十八年から昭和二十九年にかけてアメリカのウイリス社からジープの購入をいたしておるのであります。第一回が五百台、第二回が二千三百三十六両、第三次二千六百両、合計四千七百四十二両の購買をいたしておるのであります。金額にしましては相当多額でありまして、總額四十四億二千万円という金額に達するのであります。これはどの程度もうすで入つておりますか、現在までに保安庁に受領いたしておる分量はどのくらいになつておりますか、今日現在でひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○久保説明員 お答えいたします。そのうち第一次分の五百両はもちろん納了しております。それから第二次分の約二千六百両はことしの三月三十一日に完納いたしております。それから現在第三次契約の分、昨年十一月三十日に契約した分が大半入つておまして、ちよつと正確な数字はなんぞございませうが、約六百両前後今後三月三十一日までに入る予定になつております。

○中村(高)委員 そうしますと六百両を残してありますから大体四千両くらいは入つておるようでありまして、当初の計画では国産のジープをつくるという計画もあつたようであります。もし調達ができるならば、おそらく防

衛庁におきましても、そういうようなものを国産でつくらせるということも考えられたものかと思つてあります。が、どういふ経過で国産品を排除してアメリカのジープを買わなければならぬのか。日本の技術上の問題ももちろんあるのだらうと思つては、これだけの多数の車両でありまして、日本の車両工場でないこともないものかと思つてあります。あえてこの多量な買付をいたして、おるのには根拠があることだと思ひますので、この点をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○木村(高)委員 私から概括的に説明いたします。もとよりわれ／＼といたしましては国産品をつくりたいのであります。できる限り国産品を使用いたす考えであります。ところでこのジープは、申すまでもなくアメリカにおきましてウイリス社が一社だけでありまして、ここでアメリカのジープがほとんど専属的につくられておる。ほかの自動車会社はたくさんあります。が、ジープについてはこの一社のみであります。日本におきましてもこのウイリス社に從つてつくる希望は従来からあつたように聞き及んでおるが、なか／＼思うようにできません。そこでわれ／＼といたしましては、できるだけ日本で製造したものを使いたいと思つてゐる／＼考えております。性能の点がまず第一にどういふウイリス社に及びません。また価格の点において及ばないのであります。従ひまして、い／＼な観点から、このウイリス社のジープを買ひ入れることに決定したわけでありまして。

○中村(高)委員 アメリカのウイリス社から買ひ入れるについて、倉敷フレザーという会社に独占的に買入れを保安庁の方ではまかせておるようでありまして。これは相当日本にもたくさん貿易商社もあるし、ほかの物品、たとえば米につきましてもあるいは石油などについても多数の貿易商社などが取扱ひをしておるのであります。ジープに關しては倉敷フレザーという会社のみ全部まかせておつて、そうして相当多額の利益をこの会社に与えておる。手数料についても相当の手数料を渡しておるばかりでなく、その後アメリカの軍需景氣の後退でこのジープが相当価格値下りをいたして、おる。そのために値下りによる利益も相当多額なものを倉敷フレザーがもうけておる。このジープが全部入つておるならば、手数料の總額はどのくらいになるのか。あわせてひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○木村(高)委員 何がゆゑに倉敷フレザー・モーターズ株式会社を經て買ひ入れたかという御質問であります。この倉敷フレザー・モーターズ株式会社はいわゆるウイリス会社の一手販売をしておる会社であります。ほかの会社の手を經て入れることはできないのであります。いわゆる一手販売会社であるので、やむを得ずこの会社を指定して入れたわけでありまして。

○中村(高)委員 この倉敷フレザーが一手販売でやるといふのは、防衛庁で多数のジープを買ふということになつてからできたのか、あるいは前にこの会社ができておつて、そうして防衛庁との間の取引ができたのか。おそらく防衛庁から多数のものを買ふというので急造されたのではないかと思はれるのであります。これはどちらが先でありますか。

○増原説明員 これは防衛庁がジープをウイリスのものを買ふというのを決定いたします前に、この倉敷フレザー・モーターズがウイリスの日本における一手販売を契約いたしておるのであります。

○中村(高)委員 その辺のところは私もわかりませんが、よく調査して質問をいたしますが、倉敷フレザーに對して防衛庁は一体一台についてだけの手数料を渡すことになつておるのか。また輸入についての税金などはどういふことになるのか。その手数料の中に入るのか。——手数料は一台について一体どのくらい払ふことになつておるのか。このジープが全部入つたとするならば、手数料の總額はどのくらいになるのか。あわせてひとつ御説明願ひたい。

○久保説明員 倉敷フレザーと製作を担当した新三菱との關係であります。が、実は第一回と第二回は倉敷フレザーとこちらが契約いたしまして、フレザーが新三菱と下請契約をいたしました。それから第三回目からは、新三菱と倉敷フレザーとの話合ひによりまして、倉敷フレザーは単なる販売代行店、こういうことになつております。従つて販売上の實質的な交渉は、一回は倉敷フレザー、三回目以降は新三菱といたしております。御参考までに申し上げておきます。

取扱い手数料は〇・〇二五％、二パーセント半でございます。

○中村(高)委員 私のお尋ねしておるの、二パーセント半なら二パーセント半で、一休金額にしたならば一台に

ついてどれだけの手数料をとつて、總額にして何億になるのかということでありまして。

○久保説明員 今の手数料だけについて申し上げますと、二パーセント半でございまして、四十億に對して約一千九百六十萬圓の金になります。

○中村(高)委員 一台について百六十九萬圓、約六萬圓の利益を得ておる計算になるのではありませんか。

○久保説明員 ただいま私が申し上げましたのは、正式の手数料と申しますか、コミッションといふことでございまして、今おつしやいました一台ことの差額と申しますのは、実は私どもの契約は確定契約といひますか、五百両ないしは二千両の契約につきまして、全額確定契約で、一両九十萬圓といふことで契約いたしました。ところが倉敷フレザーと本元のウイリス・オーバーランドとの契約は、各船積みごとに先方で仕切つた値段で買ふという契約になつておりました。それが私どもの契約後国内の經濟事情その他で値下りといふ事実が起りました。その結果一回目、二回目、三回目それぞれ値下りの率は違ひますが、今おつしやつた通り、一台につき平均約六萬近い差額が生じたわけであります。これにつきましてはすでに御承知のように、後に判明いたしました事情に基づきまして、第二回分につきましては八千八百萬圓、今日進行中の第三回分につきましては五千五百萬圓、契約を更改いたしまして輸入させるといふ手續をとつております。

○中村(高)委員 今のお答えは値下りによる差額の問題のようでありまして、これは平均したら一台について六

万の下の値下りによる利益が出て来るのであります。そのほかに値下りによらなくとも、当然とれる手数料というものは一台について、第一次について何倍、第二次について幾ら、第三次について幾らという計算が出ると思ひますけれども、値下りを計算に入れないで当然とれる利益というものはどのくらいになるか、それをお答え願ひたいと思ひます。

○久保説明員 先ほど申し上げましたように、二パーセント半でありますから、一回、二回、三回の各輸入の分の単価にこれをおかけると出るわけでありまして、第一回分によりますと一台について約一万二千円、第二回分については約一万円、第三回も約一万円、こういうことになっております。

○中村(高)委員 このジープの購入契約について正当な利潤を得るということとは、あるいはこれは責めるわけには行かぬかもしれせんけれども、この値下りによる非常な差額が出て参ります、これについてあらためて返還を要求するとかいう問題も出て来ておるのですが、おそらくこれは防衛庁の買入れについての契約に何か欠陥があるがために、そういう問題が出て来ておるのだと思ひます。行政管理庁の方と会計検査院の方では、一応どういふことからそういうような不当な利益を倉敷フレザーに与えるというふうな結果になつておるか、その点について御調査になつておるはずでありますから御説明を願ひたいと思ひます。

○上村会計検査院説明員 ただいまの問題は検査院の事務局で現在検討中でありまして、検査会官議を経ておりませんので、検査院の意見としては申し

上げるわけに参りませんが、検査を担当しておる者として現在まで調べました結果を申し上げます。ただいまお話のように、結果的に相当の利益を与えたことになつたという事実はもちろん間違ひございません。その原因につきましても、物価の変動あるいは車種その他の変動によつて相当値下りをしておるだらうという点と、それから一定の業者と契約をしなければならぬが、その場合に必ずしも業者の言いなりになるわけにも参りませんから、契約するにあたりましては、はたしてそういう価格が妥当であるか、適正利潤を与へた価格であるかどうかということを検討すべきであらうと思ひます。その点について予定価格が妥当にできておつたかどうかという点について疑問を持つて調査いたしておるわけでございます。さうの関係でただいま調べておる現状を申し上げておきます。

○岡松説明員 行政管理庁といたしましての監察した結果に基きましては、ただいま会計検査院より御説明がありましたが、輸入価格に説明がありましたように、輸入価格によつてきめるといふような問題につきまして、価格に非常な浮動性があります。従ひまして契約条項にも多少の弾力条項を入れなければならぬのじやないかというふうな意見も今研究中でございます。なお防衛庁といたしましても今後海外の物価の変動という点についてなお一層慎重に検討されまして、原価計算的な、確実性を高めるといふふうな御研究が必要ではないかというふうな点を考えてお

る次第でございます。

○中村(高)委員 今調査をせられておるところによれば防衛庁でジープの購入については長期にわたつて多量のものを一ぺんに契約をしておるために、価格の変動などに対処する用意がなかつた、こういう点について、おそらく購入方法が不適当だつたといふことを婉曲に言われておるようでありまして、こんなことをして特殊な民間の会社とその値下りだけ一台について六万円も七万円も不当な利益を得られるといふようなことは、これは明らかに購入方法について欠陥があるだらうと思ひます。こんなことをして国費をかつてに使われるといふようなことはまことに心外なことでありまして、そういう点については会計検査院などもつと購入方法などについて十分な調査をしてもらわなければならぬと思ひます。一会社が何億というふうな多額な利益を得て、防衛庁の方ではさうな購入をやる、こういうふうなことは、これからいふ／＼な物資を購入する防衛庁として、われ／＼は注意をしてもらわなければならぬ点が多々あると思ひます。たとえばジープのことはその一つで、あとも尋ねたのでありますけれども、今日はジープについて主としてお尋ねいたしますが、この購入契約については今後防衛庁ではどういふふうに対処して行こうというのでありますか、それをお尋ねしておきます。

○久保説明員 当時の実情といたしまして、私どもは輸入物資につきまして可能な範囲で最大の努力をいたしたつもりであります。結果においてそう

いうことが出たわけでありまして、今後につきましてはたとえば契約の方、弾力条項を入れるといふようなことと——と申しましても予算で制約を受けておる仕事であります関係上、下の方は取上げる、上の方は知らぬ顔をするといふようなことも實際問題として容易でありますので、そんな点もいろいろ検討したのであります。が、しかし予算の制約を頭に置きまして——ことに輸入品につきましてはこういう問題も起り得るということを一応考えまして、現に最近契約いたしました航空機につきましても、ある程度以上輸入品の価格が上がるような場合には双方協議の上考へようというふうな弾力条項を入れるようなことにいたしました。また輸入品の価格の査定につきましても、やはり一年と資料の入手につきましては／＼とルートがふえて参ります。当時は二年間でござい

ますから、現在よりも／＼と資料の入手いたしにくかつた点も確かにあつたのであります。そういういろいろな点から考慮いたしまして、こういう事態のないように努めたいと存じております。

○中村(高)委員 倉敷フレザーに対しては不当な利益は返還を求めるといふ協定をいまいたしておるといふさきの御答弁でありましたが、それは倉敷の方と話し合ひができて、その利益は返還ができるということに確定をしておりますか。

○久保説明員 先ほど申し上げましたように、第二次分の八千八百万円はすでに三月三十一日、前年度末で契約改訂いたしましたが入入が終了しました。それから第三次分は今日まだ契約は進行中でありまして、すでに今日までの実績を見まして先ほど申し上げました五千五百万円減額の契約改訂はいたしました。

○中村(高)委員 今後の問題については何かジープに関する技術援助契約といふものをアメリカのウィリス社と結びまして、今度は国産品で向うの特許の権利を譲り受ける協定が何か結ばれたといふのでありますが、それはどういふふうになっておりますか。

○久保説明員 ウィリスの技術援助につきましては、昨年の九月に新三菱とウィリスとの間に技術援助契約が結ばれて外資委員会を通過いたしました。それ以来年々国産品の割合をふやしております。今日では大休国産部分が四割程度、輸入品が六割、来年度は五割々々くらいで、その次くらいは特殊部品以外は大体八、九割は国産品でまかなう、そういう手順で国産化を進めております。

○中村(高)委員 それではあまりこまかくありませんので、ジープの購入については一応保留をいたしまして、その次に、これは防衛庁で買入れましたが、乾電池に関するものであります。無線通信用の乾電池で二十八年度に購入をされましたものは、数も非常に多いし、金額も非常に多いのであります。これがほとんど九割以上も不用品になつてしまつて、在庫のまま使用ができません。乾電池を購入しておる。二十八年度だけで十五万個も購入をし、二十七年に在庫しておるものも二十九万個もあつて、しかもこれがいずれも乾電池としての使用能力の保証が六、七箇月以上をほとんど経過して、九割以上ももう不用品になつてしまつ

て、これを廃物にしなければならぬという非常な損失をいたしておるというのでありますが、これに對します御説明を願いたいと思ひます。

○久保説明員 たいま御指摘の乾電池の購入の件でございますが、特に行政管理局、会計検査院から御指摘を受けましたものは、乾電池の中でもJBAの三十八と申す乾電池でございます。これが二十七年中に六万個購入契約をいたしました。そのうちに若干不良が出たということでございまして、新聞にございまして九割と申します数字は、購入の金額ということでございまして、事実の経過だけを一応申し上げますと、二十八年の一月に五万個発注いたしまして、それが三月末までに納入されておりますが、この消耗の状態を申し上げますと、一月から八月までに約三万個ばかり使ひまして、八月に約三万個足らず残つておつたということでございまして、それをさらに使ひまして、十月末で補給に残つておりましたのは約三千五百ばかりでありまして、そのうちの九割、三千三百というものが不良品ということで一部廃棄いたしました。また一部はメーカーと話し合ひまして、そのうちの大部分をとりかえをいたしました。結局六万個の消耗を大体終つたわけであります。ただいま申し上げましたように、そういった不良品の出ましたのは若干、結果から申しますと、当時の購入数量六万個というものが、私どもの計算では当時の米軍の消費実績の四分の一といったような、かなり控えめな計算をいたしたのであります。が、そういった数字で、なお消化状況が若干こういった不良になるまで残

る、こういう結果を起したのであります。必ずしも新聞紙上にございまして、購入数量の九割が不良というものは、これはちよつと見当が実は違つておるのであります。ただいま申し上げましたような経過でございます。

○中村(高)委員 二十八年度の十月の検査では九割以上不良品があつて、それを六万個処分したとかいふのであります。それが、それ以前にも購入したもので不良になつて廃棄しておるものがたくさんあるのではないですか。二十八年の十月検査、それ以前にもそういうような例はあるのではないですか。

○久保説明員 昭和二十七年中までは、主として米軍から供与を受けた乾電池を使つておりました。この中にも若干不良品はございまして、六万個は初めての購入でございまして、ただいま申し上げました三千数百個のほかに五万個百個というものは、数千個は部隊で払い出し、使つたものであります。もちろんその中に、たとえば十時間ものものが九時間しかたなかつたというものも絶無ではなかつたと思ひます。しかしながらその統計はつきりしておりませんが、配給しました分につきましては、一応正規に払い出しまして、正規に使用いたしましたと存じております。

○中村(高)委員 どうもこういうような一定の時期を過ぎると使用ができなくなるようなものを、しかも一年分などを一括して購入するというような調達方法をわれ／＼は理解できないのであります。が、おそらくこれは年度末になつて年間の予算を使つちまわらないと、来年になると使えないから、かまわないから年度末に一べんに買つてし

まへというような予算の使方法がどの役所にもあるのです。今の役所の経理の上には、もうまぎわになると使つちまへという悪弊がありまして、防衛庁にもこの悪弊の一つがここに現われて来て、もう今のうちに買つてしまわなければ、来年度は予算が残つちまへというので、なんでもかんでもかまわうな、それほどのことかどうかわかりませんが、それほども、そういう疑いを受け

る点が多分にあると思うのであります。これは防衛庁ばかりでなく、どこ役所でもそういう不都合なことをやるのであります。が、一年分も一括購入するということになることが、しかも年度末になつて買つておるというやうなことがございまして、結果を来したのだと思ひます。すけれども、こういうものは何

れも分割して購入することは不可能でないので、なぜ一括して多量のものを買わなければならぬのですか。

○増原説明員 結果的に見まして御指摘のやうなことになる点はまことに遺憾でございますが、装備局長から申し上げましたように、これを購入いたしました際は保安庁としても最初のことでありましたので、実はどれぐ

らいのものがいるかという実績がありませんので、米軍の使用の際の四分の一という十分控えめな数字ということ

で査定をいたしまして、六箇月分というところで購入をいたしたわけでございます。ところが実際に使つてみますと、その後の無線機の整備計画、その演習使用の計画等が当初の予想よりも少くよかつたということになりまして、三月に購入したのを十月末ごろまで使うようになったということござ

います。従ひまして爾後はこの半年分というやうなことをやめまして、三箇月の契約、そして三箇月で契約いたしますものを必要に応じて時々納めさせるというふうなやり方をいたしております。最初の場合の使用数の一応の算定というところに十分でなかつた点があつたわけでございます。

○中村(高)委員 今後は調達方法についていろいろ研究されるというのであります。が、購入の単価が、一般の民間の取引の価格よりは、どうも防衛庁で買うのは、たとえば今の乾電池についても高いが、石炭などについても他の役所が買つておるのと比べて、同じカロリーでありながら防衛庁のものは高

いということも聞いておるのであります。が、なぜ一休、乾電池にしても石炭にしてもそうでありまして、他の役所よりも高く買わなければならぬのか。これは行政管理局の方でもお調べになつておるはずだと思ひますが、他の役所に比較して防衛庁の調達金が単価が高い事実があるかどうか。あるとしますならば、一休どんなものを他の役所より防衛庁は安く買つのか、そういう点を御調査なすつておると思ひます。それから、行政管理局の方からお答えを願ひたいと思ひます。

○岡松説明員 御指摘のありました乾電池につきましては、これは特殊の規格でございまして、他の官庁の購入価格と比較することはできないのでござい

ます。私の方の意見といたしましては、JPAつまり米軍に納めておる価格に比較いたしまして多少高価であるというやうな点につきまして意見を述べておるのでござい

ます。しかしこれは、ただ非常に開きがあるもので、今後その点の開きを縮めるくふうが必要ではないかという点に意見を述べておるのでござい

ます。それから石炭につきましては、これも私の方の意見といたしましては、大手筋十八社だけの契約で今までやつておられたやうであります。が、中小炭鉱も加えた、競争も加えた価格で契約されれば安くなるのではない

か。これはやはり他官庁で購入いたしておられます。石炭価格も参考にいたしまして、なお値下げする余地があるのではないかと意見を出したのでござい

ます。防衛庁もその線に沿つてすでに契約方法を改正されまして、たしか一割程度の低下した価格で購入しておるやうに承知しておるのであります。

○稲村委員長 平井君から関連質問の通告がござい

ます。平井君。

○平井委員 増厚次長にお尋ねしたいと思ひますが、

昨年の今ごろ練馬部隊の隊員が隊の米を盗んで酒を飲んだという汚職事件が起きてそれがために吉田総監が責任をとられたのであります。が、その後

かに相違しておると考えております。

○大久保委員　そういたしますと、この問題は木村防衛庁長官の問題であるか、あるいは山口海上保安庁長官の問題であるか。防衛出動の問題であつた

ならば木村長官の問題である。もし密入国を排除するならば山口長官の問題である。一体どちらの所管であるのか、どちらが正面立つてこの問題を解決されるのか、この点をお尋ねいたしたい。

○山口説明員　韓国が単に漁業のみならず、警備員を駐在させ、あるいは燈台を建てたり旗を掲げたりする、かようなことになって参りますと、そういうふうな既成事実をつくつて、韓国としては自分の領土権の主張を確保するために実力を使つておると見なければならぬのであります。さような現状におきまして、わが方としては同島に対する従来からの主張である日本の領土権を保全するためにはいろいろの手

段を講じなければならないのでありますが、現在の段階におきましては、同島の帰属問題を平和裡に、円満に解決するためには、まずもつて現状の確認が前提条件であります。そのことにつきましては海上保安庁として随時同島に巡視船を派遣し、また、推移を確認し、でき得ることであれば、そこに不

法に上つて来る者を退去せしめる措置もとらなければなりませんし、また不法なる施設も撤去するのが建前でありまするが、現在のところ、きょうな向うの出入が実力行使式にやつておりまするので、結果的には事実の確認、それを根拠としたしまして、現在ではあらゆる外交的な手段は、外務省としてよろ／＼のくふうをしていただかてお

る段階であります。

○辻(政)委員 山口さんにお伺いしますが、あなたの方の二そのの巡視船が行かれるときに、すでに竹島には韓国の砲台があるという情報を知って行かれたかどうか。

○山口説明員 燈台らしきものがあるやに認めたのは、十月二日、本年度における十数回目の——ちようど十一月二十一日のもう一つ前の警戒に行きました際に発見をいたしております。その当時、「おき」「ながら」という二船が行きましたが、このときの調査では東方の突端に新しくすえつけられたと思われる砲らしきものがあるということが判明いたしました。

○辻(政)委員 そうしますと、砲台があるということ、危険があるということとを予想されれば出さなはずであります。まる裸の巡視船が、相手が砲を持っておるといふところに出て行くときに、万ののことを考えて防衛に連絡をして行かれたか、それともあなたが断断で出されたか、それを伺います。

○山口説明員 こちらとしては嚴重にそのことを伝えて警戒させながら、危険を冒して突入するような指令はいたしておりませんが、さような危険があることは百も承知の上で十分気をつけて調査をして来いということを言っております。

○辻(政)委員 その際、出発の前にあなたが木村長官にこういう状況で行くということ連絡なされたかどうかというのを聞いておる。

○山口説明員 竹島の状況につきましては、その都度善後策についても防衛庁とは連絡をとっております。

○辻(政)委員 木村長官にお伺いしますが、その際に相手が砲を持つてむちやをやるかもしれないところ、山口保安庁長官のまる裸の巡視船を偵察に出して、軍艦で、大砲を持つた、自衛力を持ったフリゲートを、横須賀の港につないでおいて出さないという理由を承ります。

○木村国務大臣 山口長官の言われた実情に対して私の方に對し、船を出すから、護衛を頼むというような連絡は私の手元には来ておりません。

○辻(政)委員 そういふことは言わなくても、あなたは危険に對して武力を持った、武力を純率される人なんだ。山口さんはまる裸なんですよ。まる裸の船を危険なところに行かせるというときに、相手が言つて来ても知らぬ顔をしていふということが、防衛庁長官として許されるかどうかということなんです。

○木村国務大臣 私はその当時はまだ大砲がすえつけられておるとか何とかいうことは聞き及んでおりません。どういふ状況にあるかわかつておりません。従いまして、海上保安庁の方からおそらく私の方へ向つて、いわゆる護衛を依頼するようなことはなかつたのだ、こう考えます。

○辻(政)委員 今の山口長官の御答弁では十月二日に大砲らしいものがあるというのを確証をして、そのことは防衛庁に連絡をなさつておるといふ御答弁に承つております。そうすれば十一月の二十一日に、その状況確認に行くということも当然御連絡があるべきであり、またそれが無いとしても防衛庁としてはそれに対して何らかの手を打たなければならぬのではございませ

んか。

○木村国務大臣 どういふ状況になつておるかまず判断しなくちゃならぬのであります。しかしその当時においてはいさような判断すべき資料はございませぬ。従いましてわれ／＼としてはフリゲートを出動させなかつたのであります。

○辻(政)委員 それではあなたは砲弾によつて日本の公船が撃たれたという事実を御認識になつておりますか。防衛庁としては日本の領土が侵犯されたかどうかといふのはつきりした判断の根拠にしなければならぬのですが、最近の機会において防衛庁自体がそれを確認されるという御用意はありますか。

○木村国務大臣 すでにその事実は認めております。不法にもわが方の巡視船に對して発砲したということ、これに對しては将来大いに注意をしなければならぬと考えております。

○辻(政)委員 将来注意するだけでは済まされない問題でありまして、安保条約の第一条には、在日米軍は規模の内乱鎮圧に對する援助をも含めて、外部からする武力攻撃に對する日本国の安全に寄与するために使用するとすつきり書いてあります。そうするとすでに現実の事態は外部からの武力攻撃にさらされておる。これを解決するためにこの安保条約の第一条を適用されて、アメリカにその協力なりないしは調停なりを御依頼なされた事実がありますか。

○木村国務大臣 私の手元ではアメリカに對して協力を頼んでおりません。私は万一の場合にはみずからの手によつてやろうと考えております。

○辻(政)委員 みずからの手によつて

やるという御趣旨であります。すでに侵されておる現実の事態をいつまで黙つて見ておかれるのですか。

○木村国務大臣 ただいま外交交渉によつてまず解決をしたいと考えております。

○辻(政)委員 日本の政府は、國際裁判に訴えて黒白をきめようとしたしましたが、御承知の通りこれは韓国の拒否にあつて不可能となつております。そこでやむを得ず朝鮮が出した郵便切手を拒むということしかできておらない。郵便切手を拒むということでは竹島問題の結末をつけようとなさるのでしようか。

○木村国務大臣 郵便切手だけで解決しようとは毛頭考えておりません。あらゆる外交手段によつて外務省で現実をやつておるのであります。

○辻(政)委員 自衛隊の任務は、自衛隊法の第三条によりますと、「わが國の平和と独立を守り、國の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に對しわが國を防衛するを主たる任務とし」と書いてあります。そうしますと、今目前に起つておる竹島問題はその直接侵略の對象とお考えになりますか。

○木村国務大臣 現在は自衛隊法によつて、現実の武力攻撃があつた場合に、日本の國を防衛する必要ありと認められた場合においては、内閣總理大臣が國會の承認を得てこの防衛に出動する建前になつております。そこでまず直接に防衛する必要があるかどうかといふことの判断をしなければならぬのであります。今後外部からの不当侵略があつて、日本の國を直接に防衛する必要が差迫つたという場合においては、第七十六條の規定によつて処置をすべ

きであらうと考えております。

○辻(政)委員 今後ではありません。もう現実において、過去において日本の領土が侵されておる。韓國の軍艦によつて大砲が撃たれ、占領されているといふこの過去の事実です。將來ではありません。これを見のがすのか見のがさないのか。手続をとつて國會に要求されるかされぬか。

○木村国務大臣 ただいまのところでは、國會に對して防衛出動を要求する意思はありません。まず外交交渉によつて問題を解決したいと考えております。

○辻(政)委員 長官は、直接侵略に對して日本を守る自衛隊の最高責任者である。それが竹島の現状をみずから視察するか、少くとも有力なる責任ある幕僚をもつて確認なさるべきであります。この手段をおとりになるかどうか。

○木村国務大臣 現在のところではその情報収集に努めておるだけでありまして、情報収集を、はだかの海上保安庁にやらせて自衛隊を持つた軍艦がやろうとしないのですか。

○木村国務大臣 時期が来ればやります。

○辻(政)委員 その時期はいつですか。

○木村国務大臣 それは今はつきり申し上げることができません。

○辻(政)委員 國民がこの苦しい生活の財布の中から一十億圓に近い税金を出して保安隊を養つておるのは、自分の國を守つてくれるといふその氣持から出しておるのではございせんか。そういうことをやらぬで——明らか

に侵された国土に対してその国土を守ろうというためにつくつたものではな

いのですか。

○木村国務大臣 もとより自衛隊はわが国を防衛し、国民の自由と平和を守るためにある。しかしそのときの情勢いかんによつていつでも出動するといふことではあります。私は自衛隊が出動するときには、ほんとうに国民が決心すべきときである。そういうことがなければただちに自衛隊が防衛出動に出かけるといふようなことがあつてはならぬと考へております。

○辻(政)委員 私はこの竹島問題に關連をして起るものは対馬の防衛だと思ふのであります。朝鮮ははつきり対馬は朝鮮の領土であると宣言しておるのではありません。この対馬問題につきましても、私が昨年視察をした直後に長官も行かれまして、歸つて來られてからこの部屋の中で私の質問に対してお答えになつたことがあります。これは二月二十五日の速記録であります。「お説ごもつともであります。私も親しく対馬の島民諸君と接したしまして、その人々の切々たる様子を涙をもつて見て参りました。まことにものともです。不幸にして東京付近に住んでおる人たちはあの地方の情勢を知らない、同情がないのです。私は不敏ながらかの島民たちの氣持がまことによくわかつて参りました。そこで今辻委員の仰せになりましたような幾多の方法がありましよう」以下略しまして、「これは知事も賛成の意を表しており、この人は熱心な人でありまして、おそれられぬの希望に沿うてある程度の援助はされるものと確信いたします。私は警備隊、保安隊につきましても、今対

馬に対してどう配置し、またどういうぐあいにすべきかということについて、幕僚と相談いたしました。この問題の早急の解決をはかるように努力いたしたい、こう考へております。」「このお答えは今もわかりございませんか。

○木村国務大臣 もとよりかわりはありません。

○辻(政)委員 しかばこの前のこの委員会の問題になりました昭和三十年度の配置予算の際に私が念を押しております。あなたがごらんになつた通り対馬は今日の日本の直接侵略の可能性の最も多い地点であり、住民がおち／＼眠れない。この不安を除くということが自衛隊の大きな任務であらう。そうすればほかのところに兵隊をふやすよりも、この島民の不安にこたへる意味におきまして、あなたが答えになつたことをなぜ誠意をもつて少くとも三十三年度の計画にお入れにならないのであるか、これをお伺ひいたします。

○木村国務大臣 い／＼の点からわれわれは研究しなければならぬのであります。そこに陸上の自衛隊を配置することがいいか、海の方で守らせるのがいいかということをお研究しなければならぬ。そこでわれ／＼といったしましては、さしあたり海の方でも十分守ることができると思ひます。御承知の通り対馬は道路も完全にできておりません。これらの点からならみ合せて、われ／＼は十二分の手当をすることを考へております。しかし三十年度においては、とりあえず海上自衛隊の連絡場所を設置し、終始佐世保の艦隊と連絡をとつて、海上からの防衛に努めたい、こうさしあたり考へてお

ります。

○辻(政)委員 私は今日の日本の防衛の上におきまして、一番大事な点は対馬である。対馬にすきをつつたならば竹島問題がやがて対馬において再燃をするのであります。発生するのであります。対馬に事が起りましたら、これは救ふことのできないような大事件になります。今のうちに一石を打つて相手にばかにされないだけの態勢をおつくりになることが、日韓の紛争を竹島以上に拡大しない最も賢明な策ではないかと思ひます。そういうことに目をおおつて、三十三年度においては海上自衛隊の無線機一機を対馬に出す、こういうことをごまかされようとしておりますが、ほかのところに置れといつて頼んでおるのではありませぬか。経費の点からも、氣候の点から申しまして、北海道あたりと比べてよほど安上りになる。兵力も少なくてよろしい。しかも三十三年度におきましては、二万の陸上自衛隊を増そうとしておられる。その戦闘団を北海道と九州に置こうとしておられる。なぜその一部をもつて対馬の不安をまじめになくするような御努力をなさらぬかというのであります。もう一度承ります。

○木村国務大臣 われ／＼は決して対馬を開却しておるのではございませぬ。今仰せの通り対馬はわが国の防衛上最も必要な場所と考へております。そこでどういふ手を打つかということについては、慎重にわれ／＼も研究いたしておるのであります。そこでさしあたり海の方でもつてまずこれを固めるといふことを先決問題に考へて幸い來年度において増強されれば、そのと

きにわれ／＼はまたひとつ考へを新たに計を立ててみたいとも考へておるのであります。

○辻(政)委員 これはまだ民主黨の党としての意見はまとめる段階に至つておりませんが、そのところはつきり責任をお持ちにならない限り、私はただいま提出されている法案は民主黨といはしましては保留いたします。個人としては大反対であります。

○稲村委員長 川上君。

○川上委員 さつきから政府の答弁を聞いておると、木村長官は、竹島は完全に日本の領土である、こう言われたのであります。が、海上保安庁長官は、この帰属が明らかでない、これを解決しなければ根本的に解決しないという意味の答弁をされた。これは非常に重大だと思ふ。私はこの点が最初から問題になつておる点だと考へる。前国会においてもこの点をたび／＼質問したことがあるのです。きようの答弁も食い違つております。きようの点について正確にひとつ御答弁願ひたい。

○山口説明員 先ほど私が申し上げました言葉が誤解を招いたかもしれませぬが、私も竹島は絶対日本のものであるという確信の上に立つておるわけです。

○川上委員 その考への下に立つておるといふことと、現実的に日本の領土であるといふことは別です。そうじやない。いかにそれがしの關係その他者が主観的に日本のものであると云つても、國際的に日本のものであるといふことが決定されない限りは、國の領土といふものは確定しないのだ。その点について木村長官が完全に日本の領土と云うなら、海上保安庁長官は

この帰属を解決しなければならぬという問題が起きて來るのです。ところが問題なんですか。この問題を解決するといふのはどういふことなんですか。

○山口説明員 日本政府としてはたびたび聲明してあるように竹島は日本の領土であるとしておる。但しただいま申し上げたように、向うの不法なる侵入を受け、妙な形になつておりますから、これを既成事実として韓國がいろ／＼宣伝されては困ります。それで、こちらとしては、帰属問題を解決するために、いろ／＼の調査をしてそれ／＼適時に外交的な折衝もしなければならぬし、中外にもその事実を明らかにして不當なものだといふために、いろ／＼苦心してはつきりしなげればいけないのだといふことを申し上げておるのであります。

○川上委員 これはやはり重大です。不法侵入だとはつきり言われた。木村保安庁長官は、侵入、侵略とは認めていない、こういうことを言つておる。不法侵入、侵略といふことになれば、この紛争をあとで解決するとか、帰属問題を話し合ひによつてどうするかといふ問題も起つて來ない。ところがこれを不法侵入でないとか侵略でないとかいふことを言わなければならぬ。ここに、この島の帰属問題はつきりしておらぬ点があるのではないか。そのために、実は木村保安庁長官も、海上保安庁長官も、ほんとうのところは困つておるのではないか。辻君が幾ら追究しても、鉄砲が放せぬといふのを話したつてしようがないと思ふのです。というのは、この問題が解決しておらぬから困つておるのじやないか。この点ははつきりと国会で言ふ必要が

ある。非常にあいまいでありますからもう一度だけ聞きたい。

○木村國務大臣　竹島は日本の帰屬に屬することは明瞭であります。ただこの竹島に不法侵入して來たに對する処置をどうするか、

問題をどうすべきかということが今の問題であります。私は今防衛出動をすべき時期でないということだけは言つておる。しかし繰返して申してみまするが、竹島に対しての韓国の不法侵入に對して、われ／＼はどう手を打つべきか、さしあたりのところは外交交渉によつてこれを解決して行きたい、こういうことを申し上げているものであります。

○川上委員　そうすれば海上保安庁長官の帰属問題について云々は、あれは間違ひであつて、取消されますか。

○山口説明員　先ほどから申し上げるように、竹島については私の方はもう日本の領土だという信念の上に立つております。それだけであります。

○川上委員 わからない。日本の領土だということ、適当な交渉によって解決したいという問題が残っているということと、二つあるのです。ここを私は聞いておる。帰属問題が決定するならば、これを適当に解決するという問題もないはずだ。帰属問題が決定し

ておらぬから、適当にこれを解決しなければならぬということを木村保安庁長官が言わなければならぬ。(「帰属は決定しているじやないか」「わかつているじやないか」と呼ぶ者あり)ちよつと冷静に聞きなさい。大事なことから、耳にさわつてもそう興奮してはいけない。

しているように竹島が日本の領土だという考えに立つております。その上で妙なことがあるのでいろ／＼とその措置をどうしようかと考えておるわけがあります。

○田中(稔)委員 私も関連しましてごく簡単に。竹島の帰属問題自体がまだはつきりしないというお話が川上委員からありました。今わが党は一応これは常識的に日本の領土だと思っておるのでありますが、この竹島に何か韓国の砲台ができておるといふ話です。これに対して辻さんは何とか勇ましく突力でおつばらつてしまえという御意見であります。わが党はそういうことは

考えない。その一点におきましては木村防衛庁長官のきわめて慎重な態度はけつこうだと思えます。ただいま長官は外交交渉によつてこれを片づけたいというお説でありますが、一体その外交交渉をやるについて外務省を通じてどういふふうな努力をされたか。防衛

庁長官としては所管外のようにありますが、しかし国務大臣でありますから、やはり内閣一体の原則に基いて内閣を代表して、外交交渉についての努力、あるいは今まですでに行われておるならば、その経過を御説明願いたいと思います。

○木村国務大臣 直接に韓国に対して交渉を開始することを今申し出ておるようであります。これに対して韓国側はどう出て来るかという目下は漸踏み状態にございます。

○田中(穂)委員 それはいつそういう具体的な申入れをしたのか、具体的な経過を伺いたい。

外務大臣がやつておるわけでありま
す。

○田中(稔)委員　しかしそれはやはり閣議でも問題になつたと思ふのであります。国務大臣として閣議でどういふふうな話合いがあつたか。

○木村国務大臣 閣議では私は聞いておりません。外務大臣に一任いたしております。

○田中(穂)委員 それはどうもあまり熱心じゃないと思う。これは不信任に値すると思う。もう少し真剣に、大分時日も経過しておりますから、一刻も早く猶予しないで進めていただきたいと思う。

○山口説明員 竹島問題についての外交交渉のお話で私ちよつと補足させていだきたいと思うのでありますが、昨年の六月に問題発生以来、特殊の事件があることにその都度外務省から口上書なり抗議書が出ております。再々それは出ておりますが、まだいゝ返事

が来ないのであります、その交渉は常にやつております。直接にやられることも外務省としてお考えのようでありますし、先ほどお話が出たように、国際司法裁判所でもひとつやろうか。そのことも長い間研究された結果提案されたのですけれども、これは韓国側

にも起つておることは、御承知の通りであります。中国との間の魚船問題

ついでに、この間中国側から誠意ある回答が出まして、両国の漁業団体の代表者が交渉して、そうして最終的な解決策を講じる、こういうことになつておりますから、私は、これは問題は大分／＼なくなつて思ひます。ただ韓国との間には、この問題は全然未だ解決でありませんが、今の辻さんのような論法で参りますと、今後韓国側が日本の漁船を不当に拿捕したというような場合には、実力でこれに対して対処せよという理論になる。今竹島問題につきましても、憂字は莫重な慮定と云ふ

と云うので、私はそれはけつこだと
思うのでありますが、韓国との漁船
に関する紛争が今後また再発いたしま
したような場合に、やはり同様に慎重
な態度をとつていただいて、海上自衛
隊の實力をもつてその紛争を解決する
というようなことはしないか、この際

ひとつその点を押してお尋ねしておきたいと思います。それについての長官の御所見を伺います。

○木村国務大臣 われ／＼といたしましては、決して武力の行使を容易にやるべきものじやないと考えております。ただ、この李承晩ラインは、私

は、これは国際法規を無視した不当なものであるという信念にかわりはありません。この李承晩ラインにおいて日本の漁船が不法に攻撃を受けたような場合においては、これは私は見のがすことができぬと思います。相当の処置が、これは自衛隊法第八十二条によつても、つが国の国民の人命、財産を

護し、また公の海上の秩序を維持するために必要な行動をとれることになつ

ております。ただなすがままに、日本の漁船が不法に拿捕され、攻撃されることを見ておることもどうかと思ひます。しかし、そのときの場合によらなければならぬ。できるだけ慎重な考慮を払つて事を起さないようにしたいと考えております。そのときのいかんによりましては、われ／＼もまた相当考えなければならぬと考えております。

○田中(稔)委員 私はこの場合にこれを傍觀しておれというのでは決してないのでありまして、外交交渉をもつと活発にして、外交的に問題を処理する——これは長官の責任というよりも外務大臣の責任でありますが、長官は長官として、また軽率な実行行使はしない、そして外務大臣と協力して外交交渉によつて処理する、こういうふうな指導をお願いしたいと思います。

○大久保委員 関連して。私は、先ほどの辻委員の質問要旨の中に、ちよつと今後の海上保安庁の行動の面において若干規制される点があると思ひますから、この点について明確にしておきたいと思ひます。

先ほど辻委員から、裸の海上保安庁の巡視船は調査すべきじやないのじやないか、こういう質問がありました。が、私は、海上保安庁は、たとい裸であつても、そこに危険が予想されておつても、調査すべきじやないかと思ひ、それが海上保安庁の任務であると思ひ、この点についての海上保安庁長官の明確な答弁をいただきたい。

○山口説明員 ただいま大久保委員の御質問の、かりに巡視船が裸であつても、今後の調査は継続すべきじやないか、危険があろうともすべきじやない

かということ、その通りに私も考えております。

○大久保委員 先ほど田中君の御質問の中に、李承晩ライン等で漁船に対して不当なる攻撃があつたときでも、できるだけ外交措置でやれという御質問がありました。漁船に対する攻撃の中には、ナショナル・フラグを掲げていない攻撃がある。先般の東支那海における漁船の撃沈の問題について、あの攻撃船はナショナル・フラグを掲げておつたかどうか、この点を私は海上保安庁長官もしくは木村長官にお尋ねいたしたい。

○山口説明員 先般の第三十一山田丸及び第三十二山田丸の沈没事件であります。当時、実は都合三回攻撃を受けて沈没したのであります。最初の攻撃は、たしかまだまっ暗な暗やみの中からいきなり撃たれたのであります。二回目はまだ暗くて、三回目はどうにか姿が見える程度でありまして、いろいろその当時の状況を調査いたしました。当時の乗組員は、非常な射撃を受けて危険にさらされたのでおびえておりました。みな物陰に隠れたような状況で、実は、その船がこの国の船であるか、どういふものであるかという確認が十分できなかったのが残念であります。記号とか、あるいは型とか、そういうものをよく認めておりません。船型についてもうすほんやりしたような報告であります。

○大久保委員 木村長官にお尋ねしますが、内閣としても、攻撃国はまだ明確になつていないのであります。

○木村国務大臣 まだつきりわかつておりません。調査中であります。

○稲村委員長 この際委員長より申し

上げますが、政府に対して、戦没者の遺児、未亡人の就職あつせんについて要望する決議をしたいと存じます。次のごとき決議案を提出したいと存じます。すなわち、

決議案

戦没者の遺児、未亡人の就職あつ旋に關しては、現下の状況に鑑み特別なる考慮を払い、優先雇用の実現につき有効なる措置を講ぜられたい。

右決議する。

以上の決議案に対して、その趣旨は明瞭であります。一言申し上げますと、戦没者の遺児、未亡人の就職あつせんについては特に政府は意を用いて施策を講ずべきところ、いまだ見るべきものがある。早急にその措置を講ずべきであるというのであります。

なお、質疑、討論はこれを省略し、ただちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○稲村委員長 御異議なければこれより採決いたします。以上の決議案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○稲村委員長 起立全員。よつて本決議案は成立いたしました。

本日はこの程度にとどめ、次会は明日午前十時より開会いたします。これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

昭和二十九年十二月七日印刷

昭和二十九年十二月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局